

入札公告

琉球大学において、下記について一般競争に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 琉球大学職員健康診断、学生特殊健康診断及び
大学病院職員抗体検査委託業務
(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
(3) 期間 令和2年7月1日～令和4年5月31日
(4) 検診場所 琉球大学及び落札者の施設
(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、消費税率が変更になった場合は、変更後の税率により算出するものとする。

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条1項に該当しない者であること。
(2) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第13条により、令和2年度に全省庁統一資格九州沖縄地域の「役務の提供」のA, B又はCの等級に格付けされている者であること。
(3) 本公告の検査項目について契約責任者が指定する日時、場所にて十分検査ができることを証明した者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等を交付する場所及び
問合せ先
郵便番号 〒903-0213
所在地 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地 本部管理棟2階
機関名 国立大学法人琉球大学 財務部経理課 契約第一係(担当:喜久川)
(TEL: 098-895-8057 / e-mail: kysd1k@acs.jim.u-ryukyu.ac.jp)
- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から、上記3(1)の交付場所で交付する。本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該入札説明会を省略する。

(3) 入札書の受領期限

令和2年6月5日(金) 17時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和2年6月24日(水) 11時00分

琉球大学本部管理棟2階・第一研修室

4. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(4) 落札者の決定方法

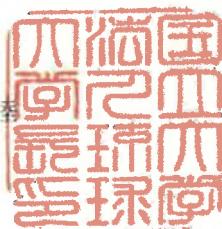
本公告に示した請負契約を履行できると契約責任者が判断した入札者であつて国立大学法人琉球大学会計実施規定第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札したものと落札者とする。

(5) その他

詳細は入札説明書による。

令和2年5月25日

国立大学法人琉球大学
学長 西田 晴



仕様書

1. 件名

琉球大学職員健康診断、学生特殊健康診断及び大学病院職員抗体検査委託業務

2. 契約期間

令和2年7月1日～令和4年5月31日

3. 日程等

①出張健康診断（土日祝日を除く。）

一般健康診断および特殊健康診断

令和2年度

7月期 上原事業場： 7月の連続する6日間

千原事業場： 7月の連続する3日間

12月期 千原事業場： 12月の連続する5日間

上原事業場： 12月の連続する2日間

令和3年度

6月期 上原事業場： 6月の連続する6日間

千原事業場： 6月の連続する3日間

12月期 千原事業場： 12月の連続する5日間

上原事業場： 12月の連続する2日間

※上記日程は原則。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策等の影響により別途調整。

②委託健診機関で実施 隨時

海外派遣労働者健康診断および学内健診時に受けられなかった者

4. 検査項目及び受診予定件数

別紙検査項目表のとおり

受診予定件数は、原則平成31年度実績である。

※ただし、予定件数はあくまでも見込数であり、本契約で補償する件数ではない。件数に増減が生じた場合、その件数を契約件数とする。

5. 実施方法及び日程

「令和2年度及び令和3年度琉球大学職員健康診断実施要項」、「学生特殊健康診断等実施要項」及



び「琉球大学病院職員4種抗体検査実施要項」のとおり

6. 費用請求

健診機関は、各健康診断終了後30日以内（但し、3月受診分については4月14日まで）に請求書及び関連書類（請求明細書等）を作成し提出すること

7. 守秘義務

健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。これは、契約期間終了後も厳守すること。

8. その他

本仕様書に定めのない事項並びに業務の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度本学担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。

9. 結果報告及び請求書送付先

①職員健康診断

結果報告 千原：総務部職員課職員係（保健管理センター内） 098-895-8669

上原：上原キャンパス事務部総務課労務・職員係 098-895-1073

請求書送付 総務部職員課職員係 098-895-8027

②学生特殊健康診断等

結果報告 保健管理センター 098-895-8144

請求書送付 学生部学生支援課学生係 098-895-8127

③大学病院職員抗体検査

結果及び請求書 上原キャンパス事務部総務課労務・職員係 098-895-1012



令和2年度及び令和3年度琉球大学職員健康診断の実施要項

職員健康診断については、「労働安全衛生法」及び「学校保健安全法」に基づき以下のとおり実施する。（労働安全衛生法第 66 条、学校保健安全法第 15 条）

1. 健康診断の種類及び対象者

別紙 1

1) 一般健康診断

①雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第 43 条）…雇入時に直ちに実施する。

- a. 医師による健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
- b. 上原事業場については別紙どおり実施。医療従事者は勤務時間数に関わらず全員ウイルス抗体価検査（麻疹・風疹・ムンプス・水痘 [EIA (酵素抗体測定) 法] ・Hbs 抗体価 [CLEIA (化学発光酵素免疫測定) 法又は CLIA (化学発光免疫測定) 法]) を追加。
- c. 常時有害な業務に従事する者は特殊健康診断を同時受診。

②定期健康診断（労働安全衛生規則第 44 条・学校保健安全法施行規則第 13 条）…1 年以内ごとに 1 回

- a. 附属学校職員については、労働安全衛生規則に規定される検査項目に加え、学校保健安全法施行規則に規定される検査項目である「胃の疾病及び異常の有無」を追加（ただし省略可）。
- b. 雇入時の健康診断、海外派遣労働者の健康診断及び特定業務従事者の健康診断のうちいずれかを受診した者は、受診日から 1 年間に限り相当する項目について省略可。

③特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第 45 条）…左記業務への配置換えの際、6 月以内ごとに 1 回

- a. 労働安全規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する者。

別紙 2

④海外派遣労働者の健康診断…（労働安全衛生規則第 45 条の 2）

- a. 対象者…業務命令により本邦以外の業務（業務形態として転勤、在籍出向、出張等）に 6 月以上従事する者。自費研修等は非該当。
- b. 派遣前及び帰国後速やかに実施。
- c. 派遣前に、①、②、③又は特殊健康診断のいずれかを受診した者は、受診日から 6 月間に限り相当する項目について省略可。

⑤給食従業員の検便検査（労働安全衛生規則第 47 条）…雇入れ又は当該業務への配置替の際に実施。

- a. 下記の対象者のうち担当者が、検便検体を取りまとめて、琉球大学病院検査部へ定期的に提出する。

附属学校給食室調理関係職員（検査の頻度：毎月 2 回）

琉球大学病院栄養管理室調理関係職員（検査の頻度：毎月 1 回）

※検便容器は、総務部職員課職員係が各給食施設へ配布する。

- b. 上記以外の施設における調理関係職員の検便検査について、定期は要しないが臨時に実施することがある。

2) **特殊健康診断**…當時有害な業務に従事する者に対し、原則として雇入時、配置換えの際及び6月以内ごとに1回、以下それぞれ特別の健康診断を実施する。 別紙3

- ①有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）…屋内作業場等における有機溶剤業務従事者
- ②特定化学物質健康診断（特定化学物質等障害予防規則第39条）…特定化学物質取り扱い業務従事者
＊代謝物検査については別表1を実施する。
- ③高気圧業務健康診断（高気圧作業安全衛生規則第38条）…高気圧室内業務及び潜水業務従事者
- ④電離放射線健康診断…（電離放射線障害防止規則第56条）
- ⑤歯科健康診断…（労働安全衛生規則第48条）…塩酸・硫酸等の取り扱い業務従事者
- ⑥騒音作業健康診断…基発第546号平成4年10月1日
＊第1次検査の結果で第2次検査を実施する場合は、随意契約の上、第2次検査を実施する。

別紙3（別表2及び別表3）

3) **行政指導による健康診断**…情報機器作業従事者

情報機器作業健康診断…（情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン令和元年7月12日付基発第0712第3号） 旧VDT作業健康診断

4) **一般健康診断検査項目** 労働安全衛生規則による項目

別紙4

5) **労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断**

- ①対象者…定期健康診断受診者のうち、下記のa.～d.に掲げる検査項目について有所見が3項目または4項目の者。
 - a.血圧検査
 - b.血中脂質検査
 - c.血糖検査
 - d.腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定
- ②二次健康診断の案内及び申込方法等については、健康診断終了後に、対象職員に別途案内する。

2. 実施方法及び日程について

別紙5

本学と健診機関との委託契約（※一部を除く。）により以下のとおり実施する。

1) **出張健康診断等**

- ・本学において一年度内に2回実施する。

令和2年度

7月 特定業務従事者の健康診断（1回目）

特殊健康診断（1回目）

情報機器作業健康診断

12月 定期健康診断

特定業務従事者の健康診断（2回目）

特殊健康診断（2回目）

令和3年度

6月 定期健康診断

特定業務従事者の健康診断（1回目）

特殊健康診断（1回目）

情報機器作業健康診断

12月 特定業務従事者の健康診断（2回目）

特殊健康診断（2回目）

未受診者の健康診断

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策等を勘案し、上記「定期健康診断」を12月に実施するものとする。

2) 随時実施の健康診断

受診対象職員が委託健診機関において受診するもの。日程は個別調整とする。

①雇入時の健康診断

②海外派遣労働者の健康診断

③出張健康診断実施時に不在（休職・出張・休暇等）であった職員の健康診断
(未受診者健診) ※復職又は帰任前後速やかに受診する。

3) 事前準備

①事前に大学と健診機関間で打合せを行う。

②大学は、問診票の作成などに必要な受診者情報（所属・氏名・性別・生年月日・
検査項目他）を原則健康診断30日前までに健診機関へ提供すること。

③健診機関は、①を受け、問診票を作成し、原則7日前までに事業場別に大学の指定
した場所に納入すること。

④問診票と採尿セットは封入し、表から所属・氏名が確認できること。具体的な内容
については大学側担当者と別途調整すること。

4) 健診当日

①健診機関は実施場所の設営及び撤去を行い、本学担当者の確認を受けること。

②健診機関は受付業務（所属・氏名他・健診内容の確認、尿容器の回収、進路誘導）
を行うこと。

③採血の際は手袋を着用すること。

④履行期間内及び定められた受診時間に実施するため、必要な検診車及び検査機器等
を配備し、併せて医師・技師・看護師他必要な人員を派遣すること。

5) 健康診断結果報告書等結果提出先

①千原事業場 総務部職員課職員係（保健管理センター内）

②上原事業場 上原キャンパス事務部総務課労務・職員係

6) 提出書類

①個人宛健診結果報告書（親展）…一般健康診断及びに*特殊健康診断（高気圧・電離
放射線・有機溶剤・特定化学物質・情報機器作業健康診断）の結果報告書

②法令書式健康診断結果個人票（例：電離放射線健康診断個人票）

③健診結果報告書（職域健診集計表）

a.一般健康診断

b.*特殊健康診断

④健康診断結果受診者一覧名簿（受診項目含）

a.一般健康診断

b.*特殊健康診断

⑤労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断給付対象者の検査結果

a.結果一覧表他

b.個人通知及び受診案内（親展）

⑥労働基準監督署への報告様式に対応する集計結果

年に2回、4月～9月分を10月末日、10～2月分を3月末日にそれぞれ報告。

a.職員健康診断結果報告（定期健康診断・特定業務従事者健康診断・随時の健康診断を含む。）

b.特殊健康診断結果報告

7)結果報告書の書面及び電子データの提供について

①書面での提出

②電子データ（Excel、XML）での提出

8)要精査の通知（紹介状等）について…別封とすること。

9)健康診断結果報告書の届日について

2)①は、事業場毎の職員健康診断終了後30日以内に各事業場提出先へ届けること。

10)胸部エックス線検査他、要再検査及び要精密検査の緊急値報告について

①検査結果において、至急報告の必要ありと判断された場合は、その内容を各事業場担当者へ速やかに通知すること。

②胸部レントゲン撮影結果、至急報告の必要ありと判断された場合は、レントゲン画像の提出他事後対応に協力すること。なお、感染症予防法に規定される感染症など、感染力や重篤性の高い疾病へのり患が疑われる場合は、これに準じて取り扱うこと。

3. 費用請求について

健診機関は、職員健康診断終了後30日以内に（但し、3月分は4月14日まで）

次の①～④を琉球大学総務部職員課職員係宛に提出すること。

①見積書

②業務完了報告書

③請求書（請求明細添付）

④ 6)提出書類③④

4. その他

1)事故等の緊急の事態を想定して、緊急連絡網を明確にしておくこと。

2)健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知りえた事項を他に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。このことは、契約期間満了後も厳守すること。

3)この事項に定めることの他、健康診断の実施に関して必要な事項は、本学及び委託健診機関が協議の上、定めるものとする。

健康診断の種類及び対象者

	健康診断名	受診対象者
一般 健 康 診 断	雇入時健康診断	<p>1 対象者：新規に雇用される者 1) 常勤職員 2) 非常勤職員：週20時間以上勤務の社保加入者で1年以上雇用見込みの者</p> <p>*前職場などで健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の事項に相当する事項については、この限りではない（人事交流・出向者他も受診対象とする）</p> <p>3 有害業務に常時従事する者 (*特殊健康診断対象者)</p> <p>4 ウィルス抗体検査（五種） 対象者：就労場所によらず、大学病院の医療に従事する職員と病院所属の全ての職員。 ※入職前までに病院指定の検査法で受検。 上原事業場「雇入時健診のご案内」参照 麻疹・風疹・ムンプス・水痘：EIA法 Hbs抗体価：CLEIA法又はCLIA法</p>
	定期健康診断	<p>1 対象者 1) 常勤職員 2) 非常勤職員：週20時間以上勤務の社保加入者で1年以上雇用見込みの者</p> <p>以下の者を除く *雇入時健康診断受診者 *人間ドック及び生活習慣病予防健診で職員健康診断を代替する者</p>
	特定業務従事者健康診断 別紙2	安衛則第13条第1項第2号に定める特定業務従事者。 (上記に該当し、6月以上雇用見込みの者)
	有機溶剤健康診断 特定化学物質健康診断 高気圧業務健康診断 電離放射線健康診断 歯科健康診断 騒音作業健康診断	<p>雇用契約期間に関わらず、週1回以上、3月以上の期間継続して有害業務に従事する者</p> <p>*上記以外の者で、健康障害等の不安があり、健康診断希望者について柔軟に対応する。</p> <p>・騒音環境作業業務従事者</p>
※	情報機器作業健康診断	<p>1 1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、常時ディスプレイを注視又は入力装置を操作するもの及び休憩や作業姿勢の変更に制約がある等、作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられる者。</p> <p>2 上記以外の情報機器作業者で自覚症状を訴える者</p>

※行政指導による健康診断

*上記各健康診断の受診対象である職員は、労働安全衛生法その他関連法令により、それぞれ該当する健康診断の受診義務があり、大学が実施する各健康診断を受診しない場合には、各自で別途相当する健康診断を受診し、その健康診断結果を大学へ提出すること。

*受診対象とならない非常勤職員については、住民健診等を受診するなど自身の健康管理に努めること。

別紙2

特定業務従事者の健康診断(労働安全衛生規則第45条)対象者 *「労働安全衛生規則第13条第1項第2号」に規定される下記業務従事者

対象となる業務	該当部門・対象職員等	備考
イ 多量の高熱物体を取り扱う業務又は著しく暑熱な場所における業務	・農学部千原及び与那ファーム職員 ・極低温センター職員	多量の高熱物体を取扱う業務 著しく暑熱な場所・乾球温度40度・湿球温度32.5度・黒球寒暖計示度50度
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務又は著しく寒冷な場所における業務	・放射性同位元素等取扱施設においての業務従事者 ・放射線診療業務従事者 ・放射線業務従事者	低温物質の取扱い業務 著しく寒冷な場所・乾球温度零下10度以下の場所
ハ テジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	他の有害放射線とは紫外線、可視光線、赤外線等であつて強烈なもの及びラジウム以外の放射能物質例えば、ラジウム、トリウム、エッグス線、紫外線を用いる放射線をいう。 ここにいって業務とは、ラジウム放射線、エックス線、紫外線等の監視の業務等である。
二 ハー	・医学部動物実験施設職員 ・異常気圧下における業務 【潜水業務従事者】 ・西表研究施設職員 ・漸底島研究施設職員 ・理学部対象職員	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所とは、植物性(綿、糸、ぼろ、木炭等)動植物性(毛、骨粉等)動物性(土石、金属等)の粉じんを、作業する場所の空気1立方センチメートル中に粒子数1,000個以上又は1立方メートル中に15ミリグラム以上含む場所をいう。 高気圧下における業務: ・潜水(せんかん)工法、潜艦(せんせん)工法、圧気シールド工法その他の圧気工法による大気圧をこえる圧力下の作業室、シャフト等の内部における業務 低気圧下における業務: ・ヘルメット式灌水器、マスク式灌水器その他の灌水器(アクリラング等)を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送氣又はポンベからの給気を受けて行う業務 さく岩機、鉄打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ・上記以外のさく岩機、鉄打機等を使用する業務
ト チ	・削岩機、びょう打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 重量物の取扱い等重激な業務 ボイラ一製造等強烈な騒音を発する場所における業務	30キログラム以上の重量物を労働時間の30ペーセント以上取扱う業務 騒音(作業に常に常時従事する者)
ヌ ハーラ	・深夜業を含む業務 これらに連する有害物を取扱う業務 (いわゆる歯科医師による健診)	業務の常態として深夜業を週1回以上又は月4回以上(午後10時から翌日の午前5時までの間)における業務 ・研究や実験等で下記有害化学物質使用実績あり ・化学物質取り扱い状況調査票を提出
ヲ リ	・病原体によって汚染のおそれがある業務 例:ホルマリン、エチレンオキシド等のガス	病原体の取り扱いのある部局等(琉球大学千原地区病原体等安全管理規則) 上原事業場 (1) 病原体の取扱いの職員(琉球大学医学部病原体安全管理規則) (2) 主として接觸、その他特定感染症の患者の診療、看護及び補助業務を行う職員
カ	その他厚生労働大臣が定める業務	1. 1日に4時間以上情報機器作業を行ひ者であつて、常時ディスプレイを注视又ははへ入力装置を操作する者の及び作業姿勢の変更に制約がある等、作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考へられる者。 2. 上記以外の情報機器作業者で自覚症状を訴える者。

特殊健診…・常時有害な業務に常時従事する職員

*「特定の有害業務従事者に対する健康診断」…雇入時、当該業務への配置換え時及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施する。

各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員 (主に特定業務「ヲ」に該当する職員)	検査項目等	備考
① 有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第29条)	有機溶剤を取り扱う職員 (主に特定業務「ヲ」に該当する職員)	必須項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第2項、3項) 1. 業務歴調査 2. 既往歴 3. 自覚症状及び他覚症状 4. 尿中蛋白の有無検査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物量の検査	尿の採取時期 連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことなどが望ましいが、キシレン等は連続した作業日の最初の日を除いた、いざれの作業終了時でも差し支えない)
② 特定化学物質健康診断 (特定化学物質等障害予防規則第39条)	特定化学物質を取り扱う職員 (主に特定業務「ヲ」に該当する職員)	6. 有機溶剤の種類に応じ実施する項目(別紙3・別表1) ① 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 ② 肝機能検査 ③ 血液検査(血色素量、赤血球数) ④ 眼底検査	医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第5項) 1. 作業条件の調査 2. 血液検査 3. 肝機能検査 4. 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 5. 神経内科学的検査
③ 高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第38条)	特定業務「ホ」に該当する職員	第一次検査 1. 既往歴の有無調査 2. 既往歴の有無調査 3. 自覚・他覚症状の有無調査 *特定化学物質の種類により行う項目	第二次検査(第一次検査の結果、医師が必要と認めた者について実施) ① 作業条件調査 ② 肺換気機能検査 ③ 心電図検査 ④ 閨閉部のX線直接撮影による検査
④ 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)	特定業務「ハ」に該当する職員	第一次検査 1. 既往歴及び高気圧業務歴 2. 自覚症状又は他覚症状の有無 3. 四肢の運動機能 4. 眼膜及び聽力 5. 血圧の測定、尿糖及び尿蛋白 6. 肺活量検査	健康診査項目について、以下の者は血液検査の省略は不可。 ・本学の放射性同位元素等取扱施設においての業務従事者(筑波大学放射線障害予防規則) ・業務従事者として登録する前。 ・前年1年間の実効線量が5ミリシーベルト以下、かつ健診日以降の1年間の実効線量が、5ミリシーベルトを超える恐れがある者。 ・上原事業場の業務従事者においては、産業医の判断による者についてはその限りではない。

別紙3

各法令に基づく特殊健康診断等		対象職員	検査項目等
⑤ 歯科健康診断 (労働安全衛生規則第48条)	特定業務「ル」に該当する職員 1.作業内容 2.取扱い物質・取扱量・取扱時間他調査 3.歯科健康診断		学外指定歯科医院にて、職員健康診断とは別日で実施する。 参考 安衛法に基づく定期健康診断が6月以内に行われた場合は、これを本通達に基づく定期健康診断とみなして差し支えない。 また、第I管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB未満の場所における業務に從事する労働者については、本ガイドラインに基づく職業健康診断を省略しても差し支えない。
⑥ 騒音作業健康診断 (基発546号平成4年10月1日)	騒音作業に當時従事する職員 1.業務歴の調査 2.既往歴の調査 3.自覚症状及び他覚所見の有無 4.オーディオメータによる気導純音聽力検査 (250・500・1000・2000・4000・8000Hz) * 雇入時健康診断及び離職時等にも実施する。		<p>参考 事務所において行われるVDT作業(ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT(Visual Display Terminals)機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラム・監視等を行う作業)であつて拘束性のある作業を行なう者。</p> <p>○1日に4時間以上情報機器作業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常にディスプレイを注视する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である。</p> <p>【作業の例】 ・モニターによる常時監視・点検・保守 ・パソコン用いた校正・偏集・データデザイン・プログラミング ・CAD作業・伝票処理・テープ起こし(音声の文書化作業)・データ入力</p> <p>○上記以外の自覚症状を訴える者 ・上記の作業で1日に4時間未満のもの ・主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(1日4時間以上のものも含む。) ・主な作業として会議や講演の企画・立案を行う業務(1日4時間以上のものも含む。) ・経理業務(1日4時間以上のものも含む。) ・庶務業務(1日4時間以上のものも含む。) ・情報機器を使用した研究(1日4時間以上のものも含む。)</p>

指導勧奨による特殊健康診断 1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について必要な調査又は検査を実施する。

情報機器作業健康診断 (基発0712第3号令和元年7月12日情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)	情報機器作業の作業区分において ○作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられる職員 *再配置者を含む。 ○上記以外で、自覚症状を訴える職員 (旧VDT作業健康診断)	定期健康診断項目 1.業務歴の調査 2.既往歴の調査 3.自覚症状及び他覚所見の有無 4.眼科学的検査 ①遠見視力の検査(5m視力、裸眼または矯正視力のいずれか) ②近見視力の検査(5m視力、裸眼または矯正視力のいずれか)	配置前健康診断 1.業務歴の調査 2.既往歴の調査 3.自覚症状及び他覚所見の有無 4.眼科学的検査 ①遠見視力の検査(5m視力、裸眼または矯正視力のいずれか) ②近見視力の検査(5m視力、裸眼または矯正視力のいずれか) 5.屈折検査 6.眼位検査 7.調節機能検査
			⑦

別紙3 別表1

	有機溶剤の種類	検査項目				当学で使用している 有機溶剤
		代謝物	肝機能	貧血	眼底	
1	キシレン、スチレン、トルエン、1,1,1-トリクロルエタン ノルマルヘキサン	○				○
2	N,N-ジメチルホルムアミド、トリクロルエチレン テトラクロルエチレン	○				○
3	クロルベンゼン、オルトジクロルベンゼン、クロロフォルム 四塩化炭素 1,4-ジオキサン 1,2-ジクロルエタン 1,2-ジクロルエチレン 1,1,2,2-テトラクロルエタン クレゾール		○			○
4	エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル			○		
5	二硫化水素				○	○

参考表1の代謝物の検査内容

	検査内容	対象物質	当学で使用している 有機溶剤
1	尿中代謝物検査(メルマ尿酸)	キシレン	○
2	尿中代謝物検査(N-メルホルムアミド)	N,N-ジメチルホルムアミド	○
3	尿中代謝物検査(トリクロル酢酸)	1,1,1-トリクロルエタン	○
4	尿中代謝物検査(馬尿酸)	トルエン	○
5	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンオノ)	ノルマルヘキサン	○
6	尿中代謝物検査(マンデル酸)	スチレン	
7	尿中代謝物検査(尿中トリクロル酸または総三塩化物)	トリクロルエチレン	
8	尿中代謝物検査(尿中トリクロル酸または総三塩化物)	テトラクロルエチレン	

代謝物量検査の実施の省略(平成元年8月22日 基発463号)

有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定に基づき、医師が必要でないと認め、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の実施が省略できるとき次に示す条件をすべて満たす場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること。

なお、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由等を聴取した上で判断すること。

- (1) 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないとこと。
 - (2) 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。
 - (3) 今回の当該健康診断において、別添の表1に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。
- ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。
- (4) 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

特定化物質健康診断(業務内容・健康診断の期間・実施項目)

	業 務	期 間	項 目
1	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジン及びその塩 二 ヘーター・ナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジン及びその塩 四 アルファーアーナフチルアミン及びその塩 五 オルト・トリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 パラージメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	6月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣(さ)検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診)の検査
2	ビス(クロロメチル)エーテル (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
3	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 三 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 毛囊(のう)性瘡(ざそう)、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 五 尿中のウロピリノーゲンの検査
4	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査 三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸(き)、息苦しさ、倦(けん)怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 肺活量の測定
		一年	胸部のエックス線直接撮影による検査
5	ベンゾトリクロリド (これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔(くう)炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔(くう)炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 四 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査 五 令第二十三条第九号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
6	アクリルアミド (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
7	アクリロニトリル (これをその量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦(けん)怠感、易疲労感、恶心、嘔(おう)吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦(けん)怠感、易疲労感、恶心、嘔(おう)吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
8	アルキル水銀化合物 (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜(し)眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
9	インジウム化合物 (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業の条件の簡易な調査 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清インジウムの量の測定 六 血清シアル酸鎖抗原KL-6の量の測定 七 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
10	エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業の条件の簡易な調査 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
11	エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔(おう)吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔(おう)吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

特定化物質健康診断(業務内容・健康診断の期間・実施項目)

	業 務	期 間	項 目
12	塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 塩化ビニルによる全身倦(けん)怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸(だん)、黒色便、手指の蒼(そう)白、疼(とう)痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦(けん)怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸(だん)、黒色便、手指の疼(とう)痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 肝又は脾(ひ)の腫大の有無の検査</p> <p>五 血清ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクビルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査</p> <p>六 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
13	塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
14	オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣(さ)検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診)の検査</p> <p>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
15	オルトートルイジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 尿中の潜血検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトートルイジンの量の測定、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査(尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
16	オルトーフタロジニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 てんかん発作の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦(けん)怠感、恶心、食欲不振、顔面蒼(そう)白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
17	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋白(たん)白の有無の検査</p>
18	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔(くう)の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿(せん)孔等の鼻腔(くう)の所見の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>六 令第二十三条第四号の業務に四年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
19	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四ージオキサン 四 一・ニージクロロエタン 五 一・一・二・ニーテトラクロロエタン 六 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四ージオキサン、一・ニージクロロエタン又は一・一・二・ニーテトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋白の有無の検査</p> <p>六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクビルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペチダーゼ(γ-GTP)の検査</p>
20	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
21	五酸化バナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼(そう)白、舌の綠着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 肺活量の測定</p> <p>五 血圧の測定</p>

特定化物質健康診断(業務内容・健康診断の期間・実施項目)

	業 務	期 間	項 目
22	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業の条件の簡易な調査 三 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘(ぜい)鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、息苦しさ、息切れ、喘(ぜい)鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
23	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 三 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 非露部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 五 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
24	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
25	三酸化ニアンチモン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 せき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
26	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 シアン化カリウム 二 シアン化水素 三 シアン化ナトリウム 四 第一号又は第三号に掲げる物をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤 五 第二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の調査 三 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中ウロビリノーゲンの検査その他の物
27	三・三' 一ジクロロー四・四' 一ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 三・三' 一ジクロロー四・四' 一ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦(けん)怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 上腹部の異常感、倦(けん)怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三' 一ジクロロー四・四' 一ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣(さ)鏡検の検査、尿沈渣(さ)のパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査尿中の三・三' 一ジクロロー四・四' 一ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
28	一・ニージクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 一・ニージクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(だん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(だん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクビリビツクランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスペチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査
29	ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(だん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(だん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクビリビツクランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査

特定化学物質健康診断(業務内容・健康診断の期間・実施項目)

業務	期間	項目
ジメチル一二・ニージクロロビニルホスフェイト(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジメチル一二・ニージクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、結膜、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、結膜、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 皮膚炎、結膜、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、結膜、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
一一ジメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一一ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱(けん)反射亢(こう)進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱(けん)反射亢(こう)進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚所見の有無の検査
水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 尿中の潜血及び蛋白の有無の検査
スチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定
次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 テトラクロロエチレン 二 トリクロロエチレン 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 六 血清グルタミンオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクビルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガムマークルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査
トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦(けん)怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘(ぜん)息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦(けん)怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘(ぜん)息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
ニツケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ニツケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

特定化学物質健康診断(業務内容・健康診断の期間・実施項目)

	業務	期間	項目
39	ニツケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 ニツケルカルボニルによる頭痛、めまい、恶心、嘔(おう)吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒(そうよう)感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、めまい、恶心、嘔(おう)吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒(そうよう)感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
		一年	胸部のエックス線直接撮影による検査
40	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 血圧の測定 五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
41	パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 パラニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦(けん)怠感、労疲感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進(しんきこうしん)、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、めまい、倦(けん)怠感、労疲感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進(しんきこうしん)、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿中のウロビリノーゲンの検査
42	砒(ひ)素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 砒(ひ)素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿(せん)孔等の鼻腔(くう)の所見の有無の検査 六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
43	弗(ふつ)化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 弗(ふつ)化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 眼、鼻又は口腔(くう)の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査
44	ペーターブロピオラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ペーターブロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 胸部のエックス線直接撮影による検査
45	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進(しんきこうしん)、倦(けん)怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進(しんきこうしん)、倦(けん)怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 五 白血球数の検査
46	ペンタクロルエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 ペンタクロルエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜(し)好、多汗、発熱、心悸亢進(しんきこうしん)、眼の痛み、皮膚搔痒(そうよう)感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜(し)好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒(そうよう)感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 血圧の測定 六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査
47	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 四 握力の測定
48	メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、恶心、嘔(おう)吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋(たん)白の有無の検査

特定化学物質健康診断(業務内容・健康診断の期間・実施項目)

	業務	期間	項目
49	沃(よう)化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 沃(よう)化メチルによる頭重、めまい、眠気、恶心、嘔(おう)吐、倦(けん)怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、めまい、眠気、恶心、嘔(おう)吐、倦(けん)怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
50	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査 四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
51	硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、恶心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
52	硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、嘔(か)声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 尿中の蛋白(たん)の有無及びウロビリノーゲンの検査
53	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四-アミノジフェニル及びその塩 二 四-ニトロジフェニル及びその塩 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	6月	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣(さ)検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)のババニコラ法による細胞診)の検査

特定化物質健康診断(第2次健診 業務・項目)

	業 務	項 目
(一)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 アルファーナフチルアミン及びその塩 四 パラジメチルアミノゾベンゼン 五 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腎孟(う)撮影検査
(二)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロルベンジン及びその塩 二 オルトートリジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査
(三)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(四)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 白血球数の検査 四 肝機能検査
(五)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査 三 肺換気機能検査 四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼(てん)布試験又はヘマトクリット値の測定
(六)	ベンゾトリクロリド(これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
(七)	アクリルアミド(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 末梢(しように)神経に関する神経医学的検査
(八)	アクリロニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 血漿(じょう)コリンエステラーゼ活性値の測定 三 肝機能検査
(九)	インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(履入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクトンプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(十)	エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査
(十一)	アルキル水銀化合物(これをその重量の一パーセントを超える)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 血液中及び尿中の水銀の量の測定 三 視野狭窄(さ)の有無の検査 四 聴力の検査 五 知覚異常、ロンペルグ症候、括(きつ)抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査
(十二)	エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 骨髓性細胞の算定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
(十三)	塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肝又は脾(ひ)の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチドの検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾(ひ)のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
(十四)	塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
(十五)	オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は肝臓機能検査

特定化物質健康診断(第2次健診 業務・項目)

業 務		項 目
(十六)	オルトートライジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(十七)	オルトーフタロジニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 四 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定
(十八)	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 尿中のカドミウムの量の測定 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機 四 尿中に蛋(たん)白が認められる場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、尿中の蛋(たん)白の量の測定及び腎機能検査
(十九)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、エツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(二十)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四ジオキサン 四 一・二ジクロロエタン 五 スチレン 六 一・一・二・二・二テトラクロロエタン 七 テトラクロロエチレン 八 トリクロロエチレン 九 メチルイソブチルケトン 十 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋(たん)白の有無の検査を除く。)
(二十一)	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(二十二)	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件調査 二 尿中のコバルトの量の測定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験
(二十三)	五酸化バナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 視力の検査 三 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定
(二十四)	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(二十五)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(二十六)	三酸化二アンチモン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査
(二十七)	三・三'・ジクロロ一・四・四'・ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(二十八)	一・二ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍(しゆよう)マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(二十九)	ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA-19等の腫瘍(しゆよう)マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

特定化学物質健康診断(第2次健診 業務・項目)

	業 務	項 目
(三十一)	ジメチル二ニージクロビニルホスフェイト(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 白血球数及び白血球分画の検査 五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(三十二)	一・二・二ジメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肝機能検査
(三十三)	臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査
(三十四)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 神経医学的検査 三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣(さ)検鏡の検査
(三十五)	トリレンジソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエツクス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査
(三十六)	ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一ナフトール及びニーナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一ナフトール及びニーナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(三十七)	ニツケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニツケルの量の測定、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、皮膚貼(てん)布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔(くう)の耳鼻科学的検査
(三十八)	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目 四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査 五 心電図検査 六 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査
(三十九)	パラ-ニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三 尿中の潜血検査 四 肝機能検査 五 神経医学的検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラーアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定
(四十)	砒(ひ)素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、尿中の砒(ひ)素化合物(砒(ひ)酸、亜砒(ひ)酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(四十一)	弗(ふっ)化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエツクス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗(ふっ)素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定
(四十二)	ベータ-ブロピオクラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(四十三)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 血液像その他の血液に関する精密検査 三 神経医学的検査

特定化学物質健康診断(第2次健診 業務・項目)

	業務	項目
(四十四)	ペンタクロルフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 肝機能検査 四 白血球数の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフェノールの量の測定
(四十五)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定
(四十六)	沃(よう)化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
(四十七)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーフアクトンプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(四十八)	硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査
(四十九)	硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 二 作業条件の調査 三 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査
(五十)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四-アミノジフェニル及びその塩 二 四-ニトロジフェニル及びその塩 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腎孟(う)撮影検査

一般健康診断検査項目

①' 診察により下記検査項目の△3追加

検査項目	検査内容	①定期	①'特定業務従事・省略	②雇入時	③附属学校	④海外派遣労働者	備考
既往歴及び業務歴の調査	喫煙歴及び服薬歴の聴取徹底	○	○	○	○	○	直近に実施した健康診断以降のもの。
自覚症状及び他覚症状有無の検査		○	○	○	○	○	自覚する事項を中心に聴取。他覚症状は、本人の訴え及び問診等による医師の判断による。
身長		○	○	○	○	○	
体重		○	○	○	○	○	肥満度指数(BMI)を算出するために必要。 20歳以上は医師の判断で他の方法で把握することができる場合省略可。
腹囲		○	○	○	○	○	2020年変更:年齢制限を「制限なし」へ
視力		○	○	○	○	○	
聴力		○	○	○	○※	○※	1000Hz, 4000Hzの純音使用のオシロメーターによる検査を実施。※45歳未満の者(35歳・40歳の者を除く)は医師が適当と認める他の方法による検査可。
胸部エックス線検査	直接撮影	△1	—	○	○	○	△1特定業務従事者は1年1回
喀痰検査	喀痰検査	△2	—	△2	△2	△2	△2 胸部エックス線検査によって疾病の発見されない者、結核発病のおそれのない者は省略可
血圧検査		○	○	○	○	○	
尿検査	糖・蛋白・潜血・ウロビリ	○	○	○	○	○	2020年追加:△3潜血・ウロビリノーゲン
貧血検査	血色素量(Hb) 赤血球数(RBC)	○	△3	○	○	○	2020年追加:△3ヘマトクリット値
	ヘマトクリット値(Ht)	○	△3	○	○	○	
肝臓機能検査	GOT	○	△3	○	○	○	
	GPT	○	△3	○	○	○	
	γ-GTP	○	△3	○	○	○	
血中脂質	HDLコレステロール	○	△3	○	○	○	
	LDLコレステロール	○	△3	○	○	○	
	中性脂肪(TG)	○	△3	○	○	○	
血糖検査	空腹時血糖	○	△3	○	○	○	2020年より変更:空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められない
	HbA1c(食後)	○	△3	○	○	○	
腎機能検査	血清クレアチニン検査 eGFR	40歳以上	—	40歳以上			
			—				
心電図検査	安静時標準12誘導	○	—	○	○	○	
胃の疾病異常の有無	間接撮影	—	—	—	40歳以上	—	【附属学校職員】妊娠中の職員を除く
腹部超音波検査・胃レントゲン検査			—	—	—	—	○
血中尿酸量検査			—	—	—	—	○
B型肝炎ウイルス抗体検査			—	—	—	—	○
血液型(ABO式, Rh式)			—	—	—	—	派遣前
寄生虫検査(塗沫法)			—	—	—	—	派遣後

① 定期健康診断は労働安全衛生規則第44条による

② 雇入時健康診断は労働安全衛生規則第43条による

③ 附属学校職員は労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法施行規則第13条による

④ 海外派遣労働者の健康診断は受診日から6月以内のものであれば、その検査項目を満たす結果票の提出で代替可能

【海外派遣労働者の健康診断】
 6月以上の派遣者が対象
 左記の検査については、医師が必要と認める場合に限り実施。

令和2・3年度 職員健康診断実施日程（案）

1.出張健康診断 ※1…契約期間の都合上、令和2年度のみ6月期に替えて7月期に実施する。
※2…令和2年度については定期健康診断を12月期に実施する。

別紙5

＜定期健康診断(雇入時及び特定業務従事者(別紙2)の健康診断を含む)＞※

令和2年度	7月期（※1） (特定業務・特殊)	12月期（※2） (定期・特殊)	受付時間	健診会場
千原事業場	7月21日(火)、22日(水)	12月10日(木)～14日(月) [土日を除く]	8:30～11:30	大学会館3階 特別会議室
上原事業場 (医学部・病院等)	7月9日(木)～13日(月) 7月15日(水)、16日(木) [土日を除く]	12月3日(木)～8日(火) [土日を除く]	8:00～11:30 13:00～16:30	医学部管理棟3階 大会議室
		12月9日(水)	8:00～11:30	

令和3年度	6月期 (定期・特殊)	12月期 (特定業務・特殊・未受診者)	受付時間	健診会場
千原事業場	6月15日(火)～17日(木)	12月9日(木)10日(金)	8:30～11:30	大学会館3階 特別会議室
上原事業場 (医学部・病院等)	6月2日(水)～8日(火) (土日を除く)	12月2日(木)～6日(月) (土日を除く)	8:00～11:30 13:00～16:30	医学部管理棟3階 大会議室
	6月9日(水)	12月7日(火)12月8日(水)	8:00～11:30	

＜特殊健康診断＞6月ごとに1回実施

有機溶剤等健康診断	有機溶剤等取扱業務従事者	定期健康診断と同時期・同会場にて実施 *歯科健康診断のみ外部委託歯科にて実施 (日程は別途調整します。)
特定化学物質健康診断	特定化学物質取扱業務従事者	
高気圧業務健康診断	高気圧業務従事者	
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	
歯科健康診断	有害物質(酸)取扱業務従事者	
騒音作業健康診断(定期健康診断)	騒音作業業務従事者 6月ごとに1回実施	

＜行政指導による健康診断＞

情報機器作業健康診断	令和2年度は12月期の出張健康診断実施時に同時実施(年に1回) 令和3年度は6月期の出張健康診断実施時に同時実施(年に1回)
------------	---

2.随時実施健康診断(委託健診機関)

雇入時の健康診断	新規に採用される職員(採用前～試用期間中に受診)
海外派遣労働者の健康診断	海外業務に6月以上派遣される職員 (※派遣前及び派遣後)
未受診者の健康診断	出張健康診断実施時に不在であった職員

一般健康診断(雇入時・定期)

検査項目表

別紙1/8

雇入時健康診断

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	診察(医師による)			
2	身長・体重			
3	視力検査			
4	聴力検査(2周波)			
5	胸部X線(直接)			
6	血圧測定			
7	貧血検査(Hb・RBC)			
8	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)			
9	血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG)			
10	尿検査(糖・蛋白)			
11	心電図検査(12誘導)			
12	腹囲			
13	※血糖検査(BS) 空腹時	712		
14	※血糖検査(HbA1c) 食後	88		
15	血清クレアチニン検査・eGFR	150		

※血糖検査はBSまたはHbA1cのいずれか一つを検査する。

定期健康診断

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	診察(医師による)			
2	身長・体重			
3	視力検査			
4	聴力検査(2周波)			
5	胸部X線(直接)			
6	血圧測定			
7	貧血検査(Hb・RBC)			
8	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)			
9	血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG)			
10	尿検査(糖・蛋白)			
11	心電図検査(12誘導)			
12	※血糖検査(BS) 空腹時	3,692		
13	※血糖検査(HbA1c) 食後	3,686		
14	腹囲	1,190		
15	血清クレアチニン検査・eGFR	3,692		
		1,718		

※血糖検査はBSまたはHbA1cのいずれか一つを検査する。

一般健康診断(特定業務省略あり・追加項目)

検査項目表

別紙2/8

特定業務従事者(省略あり)

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	診察(医師による)	2,062		
2	身長			
3	体重			
4	腹囲			
5	視力検査			
6	聴力検査(2周波)			
7	血圧測定			
8	尿検査(糖)			
9	尿検査(蛋白)			
10	尿検査(潜血) 新規			
11	尿検査(ウロビリノーゲン) 新規			

医師の判断で省略可能

12	心電図検査(12誘導)	354		
13	貧血検査(RBC)	720		
14	貧血検査(Hb)			
15	貧血検査(Ht) 新規			
16	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)			
17	血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG)	794		
18	※血糖検査(BS) 空腹時	1110		
19	※血糖検査(HbA1c) 食後	692		
		418		

その他追加項目

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
20	胸部X線(直接)	2		
21	喀痰検査	2		
22	血清クレアチニン検査(40歳未満の者を除く)	2		
23	eGFR(40歳未満の者を除く)	2		
24	胃部レントゲン検査(間接)	2		
25	腹部超音波検査	2		
26	血中尿酸量検査	2		
27	Hbs抗体価検査[CLEIA(化学発光酵素免疫測定)法又はCLIA(化学発光免疫測定)法]	152		
28	ウイルス抗体価検査(麻疹・風疹・ムンプス・水痘)[EIA(酵素抗体測定)法]	2		
29	血液型(ABO式及びRh式)	2		
30	寄生虫検査(塗抹)	2		

特殊健康診断 高気圧業務健康診断

検査項目表

別紙3/8

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	第一次検査 ①既往歴および高気圧業務歴の調査 ②自覚症状又は他覚症状の有無の検査 ③四肢の運動機能の検査 ④鼓膜及び聴力の検査 ⑤血圧の測定並びに尿糖および尿蛋白 ⑥肺活量	8		
2	第二次検査（※医師が必要と認めた場合に実施） ①作業条件検査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④間接部のエックス線直接撮影による検査	2		

特殊健康診断 電離放射線健康診断

検査項目表

別紙4/8

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	電離A ①被ばく歴の有無の調査およびその評価 ②白血球数(WBC)、白血球百分率 ③赤血球数(RBC)および血色素(Hb=ヘモグロビン)血液(Ht=ヘマトクリット) ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	828		
2	電離B（医師が必要でないと認めるとき省略） ①被ばく歴の有無の調査およびその評価	358		

特殊健康診断 有機溶剤健康診断

検査項目表

別紙5/8

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	有機則による基本項目（必ず実施すべきもの） ①業務歴 ②既往歴 ③自覚・他覚症状 ④尿蛋白 ⑤*尿中の有機溶剤の代謝物量の検査	172		

*有機溶剤の種類に応じ実施する検査項目（参考表あり）

①	1-⑤尿中代謝物量の検査			
・	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	110		
・	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	32		
・	尿中代謝物検査(トリクロロ酢酸)	2		
・	尿中代謝物検査(馬尿酸)	4		
・	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオノ)	4		
②	肝機能検査(GOT・GPT・γGTP)	30		
・	肝機能検査(TP)	2		
・	肝機能検査(BIL)	2		
・	肝機能検査(ALP)	2		
・	肝機能検査(LDH)	2		
③-1	血液検査(Hb・RBC)	2		
③-2	血液検査(Hb・RBC)、網状赤血球の検査	2		
④	眼底検査	2		

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

1	作業条件の調査	2		
2	貧血検査	2		
3	肝機能検査	2		
4	尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査	2		
5	神経内科学的検査	2		

参考表

	有機溶剤の種類	検査項目				現大で使っているもの
		代謝物	肝機能	貧血	眼底	
1	キシレン、スチレン、トルエン、1,1,1-トリクロルエタン ノルマルヘキサン	○				○
2	N,N-ジメチルホルムアミド、トリクロルエチレン テトラクロルエチレン	○				○
3	クロルベンゼン、オルトジクロルベンゼン、クロロフォルム 四塩化炭素 1,4-ジオキサン 1,2-ジクロルエタン 1,2-ジクロルエチレン 1,1,2,2-テトラクロルエタン クレゾール		○			○
4	エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル			○		
5	二硫化水素				○	○

参考表 1 の代謝物の検査内容

	検査内容	対象物質	現大で使っているもの
1	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	キシレン	○
2	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	N,N-ジメチルホルムアミド	○
3	尿中代謝物検査(トリクロル酢酸)	1,1,1-トリクロルエタン	○
4	尿中代謝物検査(馬尿酸)	トルエン	○
5	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン)	ノルマルヘキサン	○
6	尿中代謝物検査(マンデル酸)	スチレン	
7	尿中代謝物検査(尿中トリクロル酸または総三塩化物)	トリクロルエチレン	
8	尿中代謝物検査(尿中トリクロル酸または総三塩化物)	テトラクロルエチレン	

特殊健康診断 特定化学物質健康診断

検査項目表

別紙6/8

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	特化則による基本項目（必ず実施すべきもの） ①業務の経歴 ②既往歴の有無 ③自覚・他覚症状の有無	102		
2	作業条件	2		
3	皮膚所見の有無	38		
4	鼻腔の所見の有無	22		
5	カドミウム黄色環の有無	2		
6	肝又は脾の腫大の有無	2		
7	握力	2		
8	血圧	2		
9	肺活量	2		
10	胸部X線直接撮影	2		
11	尿蛋白	64		
12	尿糖	2		
13	尿中ウロビリノーゲン	2		
14	尿潜血	2		
15	尿沈渣	2		
16	尿中代謝物（マンデル酸）	2		
17	尿中代謝物（トリクロロ酢酸）	2		
18	尿中代謝物（総三塩化物）	2		
19	赤血球	2		
20	白血球数	2		
21	GOT、GPT、ALP等肝機能検査	64		
22	血清インジウム	2		
23	血清KL-6	2		

※参考表あり

特殊健康診断 情報機器作業健康診断（旧VDT作業健康診断）

検査項目表

別紙7/8

	検査項目	予定件数 (2年分)	単価 (円) (税抜)	合計(円)
1	定期健康診断項目	24		
	1. 業務歴の調査			
	2. 既往歴の調査			
	3. 自覚症状の有無の調査			
	4. 眼科学的検査			
	①遠見視力の検査			
	②近見視力の検査			
2	配置前健康診断項目			
	1. 業務歴の調査			
	2. 既往歴の調査			
	3. 自覚症状の有無の調査			
	4. 眼科学的検査			
	①遠見視力の検査			
	②近見視力の検査			
	③屈折検査（ただし、問診において特に異常が認められない者については、省略して差し支えない。）			
	④眼位検査（自覚症状のあるもののみ）			
	⑤調節機能検査（自覚症状のあるもののみ）			

	検査項目	予定件数 (2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	定期健康診断・雇入時および離職時等に実施	8		
	1. 既往歴・業務歴の調査			
	2. 自覚症状及び他覚所見の有無の検査			
	3. オージオメーターによる気導純音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・8000Hz)			

令和2年度及び令和3年度 琉球大学学生特殊健康診断等実施要項

1. 対象

全学生（学部、大学院、専攻科、研究生等）のうち特定業務及び特殊業務に該当する実験等を行っている学生（調査を実施して把握予定）。

受診予定者数 約150人（上半期、下半期 各75人）

2. 期間

- ①一年度内に2回実施される職員の出張健康診断の際に実施する。
- ②授業等で必要のある場合は、隨時健診機関と調整する。

3. 場所

- ①本学（千原及び上原キャンパス）にて実施。
- ②健診機関にて受診。

4. 診断項目及び実施方法

（1）項目

労働安全衛生法に基づく（別紙検査項目表のとおり）

（2）実施方法

- ①大学が受診者の検査項目等の情報を健診機関と調整し、取りまとめの上、期限までに提出する。
- ②受託機関は健診当日までに学生個人の問診票を作成し、会場へ持参すること。
- ③健診当日及び報告は職員健康診断実施要項に同じ。ただし、当日の受付は、本学保健管理センター看護師により行う。

5. 費用請求について

職員健康診断実施要項と同様に行うこと。ただし、請求書等は各所属学部・研究科等に分け、学生部学生支援課へ提出すること。

6. その他

- （1）健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。これは契約期間終了後も厳守すること。
- （2）この要項に定めることのほか、健康診断の実施に関して必要な事項は本学及び委託機関が協議の上、定めるものとする。

7. 担当

学生部学生支援課学生係

TEL : 098-895-8127

FAX : 098-895-8128

e-mail : gkgkari@acs.u-ryukyu.ac.jp

令和2年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧（案）

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断（特殊健康診断等）は、職員定期健康診断と同時期・同場所にて実施（ただし、歯科検診は、別途調整する）。

対象部局		実施期間		受付時間	場所
千原事業所	人文社会学部 国際地域創造学部 教育学部 理学部 工学部 農学部 共同利用施設等	上半期	7月21日（火） ～7月22日（水）	8:30～11:30	大学会館3階 特別会議室
		下半期	12月10日（木） ～12月14日（月） (予定)	8:30～11:30	
上原事業所 (医学部)	医学部 医学部附属病院	上半期	7月9日（木） ～7月13日（月）、 7月15日（水） ～7月16日（木）	午前 8:30～11:30 午後 13:00～16:30	医学部 管理棟3階 大会議室
		下半期	12月3日（木） ～12月9日（水） (予定)	午前 8:30～11:30 午後 13:00～16:30 ※9日（水）は午前のみ	

有機溶剤健康診断	有機溶剤等取扱業務従事者	特定業務従事者健診と同時期・ 同場所にて実施（歯科検診は別 途調整）
特定化学物質等健康診断	特定化学物質取扱従事者	
高気圧業務健康診断	高気圧業務従事者	
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	
歯科医師による健康診断	有害物質取扱業務従事者	

学生特殊健康診断 特定業務従事者健康診断

検査項目表 別紙1/5

特定業務従事者6月期（令和2年度のみ7月期）及び12月期（学生健診受診後のため単価で）

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	診察（医師による）	72		
2	身長	72		
3	体重	72		
4	視力検査	72		
5	聴力検査（2周波）	72		
6	血圧測定	66		
7	尿検査（蛋白）	68		
8	尿検査（糖）	68		
9	肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）	64		
10	血中脂質検査（HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG）	64		
11	貧血検査（Hb・RBC）	64		
12	血糖検査（BS）空腹時	64		
13	血糖検査（HbA1c）食後	30		
14	心電図検査（12誘導）	62		
15	胸部X線（間接）	20		
16	胸部X線（直接）	2		
17	喀痰検査	2		

特殊健康診断 高気圧業務健康診断

検査項目表 別紙2/5

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	高圧則による基本項目 ①既往歴、業務歴 ②自覚症状、他覚症状の有無 ③四肢の運動機能 ④鼓膜および聴力 ⑤血圧の測定並びに尿糖・尿蛋白 ⑥肺活量	20		
2	作業条件検査	2		
3	肺換気機能検査	2		
4	心電図検査	2		
5	関節部のエックス線直接撮影による検査	2		

特殊健康診断 電離放射線健康診断

検査項目表 別紙3/5

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	電離A ①被ばく歴の有無の調査およびその評価 ②白血球数、白血球百分率 ③赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	68		
2	電離B (医師が必要でないと認めるとき省略) ①被ばく歴の有無の調査およびその評価	2		

特殊健康診断 有機溶剤健康診断

検査項目表 別紙4/5

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	有機則による基本項目（必ず実施すべきもの） ①業務歴 ②既往歴 ③自覚・他覚症状 ④尿蛋白	116		
2	尿中代謝物検査（メルマ尿酸）	6		
3	尿中代謝物検査（N-メチルホルムアミド）	2		
4	尿中代謝物検査（トリクロル酢酸・総三塩化物）	2		
5	尿中代謝物検査（馬尿酸）	2		
6	尿中代謝物検査（2-5ヘキサンジオン）	12		
7	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	30		
8	貧血検査（Hb・RBC）	2		
9	眼底検査	2		

特殊健康診断 特定化学物質健康診断

検査項目表

別紙5/5

	検査項目	予定期数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	特化則による基本項目（必ず実施すべきもの） ①業務の経歴 ②既往歴の有無 ③自覚・他覚症状の有無	58		
2	作業条件	2		
3	皮膚所見の有無	2		
4	鼻腔の所見の有無	2		
5	カドミウム黄色環の有無	2		
6	肝又は脾の腫大の有無	2		
7	握力	2		
8	血圧	2		
9	肺活量	2		
10	胸部X線（直接）	2		
11	尿蛋白	32		
12	尿糖	2		
13	尿中ウロビリノーゲン	8		
14	尿潜血	2		
15	尿沈渣	2		
16	尿中代謝物（マンデル酸）	2		
17	尿中代謝物（トリクロロ酢酸）	2		
18	尿中代謝物（総三塩化物）	2		
19	赤血球	4		
20	白血球数	4		
21	GOT、GPT、ALP等肝機能検査	32		
22	血清インジウム	2		
23	血清KL-6	2		

令和2年度及び令和3年度 琉球大学病院職員抗体検査実施要項

1 対象

琉球大学病院の新規採用職員のうち、患者に直接関わる業務を行っている職員
約 276 人(令和元年度実績)

2 期間

令和 2 年 7 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日

3 場所

健康診断委託機関で受検する(職員健康診断受診に合わせて受診。受診票持参予定)。

4 検査項目及び検査法

	検査項目	検査法
1	麻疹ウイルス抗体 IgG	EIA
2	風疹ウイルス抗体 IgG	EIA
3	ムンプス ウィルス抗体 IgG	EIA
4	水痘・帯状ヘルペス ウィルス抗体 IgG	EIA
5	HBs 抗体	CLIA または CLEIA

5 費用請求について

職員健康診断実施要項と同様に行うこと。ただし、請求書等は上原キャンパス事務部総務課労務・職員係へ提出する。

6 検査結果報告

- (1) 検査結果は、封書及び本学指定の形式により上原キャンパス事務部総務課労務・職員係へ提出する。
 - ① 個人結果通知書
 - ② 検査結果一覧表
 - ③ 電子データ(CSV または Excel 形式にて CD-R に保存)

- (2) 検査結果は、3 月受診分までは 4 月 14 日までに提出すること。
4 月以降の受診分については、当該職員受診後 2 週間以内に提出すること。
※ 3 月受診分について、4 月の 1 週目までに検査結果を報告いただくと、研修医へのワクチン接種が早めにできるため検討をお願いします。

7 その他

- (1) 健康診断委託機関及び委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。これは契約期間終了後も厳守すること。

- (2) この要項に定めることのほか、健康診断の実施に関して必要な事項は本学及び委託機関が協議のうえ定めるものとする。

8 担当 上原キャンパス事務部総務課労務・職員係

TEL:098-895-1012 FAX:098-895-1090
e-mail:byssyoku@acs.u-ryukyu.ac.jp

各種ウイルス抗体検査

検査項目表

	検査項目	検査法	予定期数(2年分)	単価(税抜)	合計(円)
1	麻疹ウイルス抗体IgG	EIA	552		
2	風疹ウイルス抗体IgG	EIA			
3	ムンプス ウィルス抗体IgG	EIA			
4	水痘・帯状ヘルペス ウィルス抗体IgG	EIA			
5	HBs抗体	CLIA またはCLEIA	552		